



会員情報

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 資源循環部

基本情報

代表者名

菅 範昭

本社所在地

〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-2-18

TEL

078-360-1308

FAX

078-360-1580

ホームページ

<https://www.eco-hyogo.jp/>

積替保管（産廃）

積替保管（特管）

コメント欄

大阪湾フェニックス事業の廃棄物受入業務等を行うほか、「循環型社会の構築」に向けた市町等に対する支援や廃棄物の適正処理に関する普及啓発を実施

産業廃棄物

【収集】

県

市

【処分】

県

市

【最終処分】

県

市

特別管理産業廃棄物

【収集】

県	市

【処分】

県	市

【最終処分】

県	市

許可品目の略称

産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
略称	品目／説明	略称	品目／説明
燃	燃えがら	廃油	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
汚泥	汚泥（泥状のもの）	廃酸	廃酸（pH2.0以下の酸性廃液）
廃油	廃油（潤滑油、洗浄用油など）	廃アルカリ	廃アルカリ（pH12.5以上のアルカリ性廃液）
廃酸	廃酸（酸性の廃液）	感染性	感染性産業廃棄物（血液等が付着した注射針など）
廃アルカリ	廃アルカリ（アルカリ性の廃液）	廃PCB	廃PCB（PCBを含む廃油もしくはPCBが付着、封入したもの）
廃プラスチック	廃プラスチック類	PCB汚染物	PCB汚染物
紙くず	紙くず	PCB等又はPCB汚染物の処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物
木くず	木くず	銲さい	銲さい（有害物質を含む銲さい）
繊維くず	繊維くず	廃石綿	廃石綿（石綿及び石綿が付着している恐れのあるもの）
動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残渣）	動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残渣）	ばいじん	ばいじん（有害物質を含むばいじん）
動物系固形不要物（と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物）	動物系固形不要物（と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物）	燃えがら	燃えがら（有害物質を含む燃料残渣）
ゴムくず	ゴムくず	汚泥	汚泥（有害物質を含む汚泥）
金属くず	金属くず	水銀	廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（製造所から出るセメントくず・廃石膏ボードなど、建に属するものを除く）	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（製造所から出るセメントくず・廃石膏ボードなど、建に属するものを除く）		
銲さい（高炉・電気炉などの残渣、不良銲石など）	銲さい（高炉・電気炉などの残渣、不良銲石など）		
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの）	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの）		
動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの）	動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの）		
動物の死体（畜産農業から排出されるもの）	動物の死体（畜産農業から排出されるもの）		
ばいじん（ばい煙発生施設等から出るばいじんであって、集じん施設で集められたもの）	ばいじん（ばい煙発生施設等から出るばいじんであって、集じん施設で集められたもの）		
上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号に記載されているもの）	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号に記載されているもの）		